

|         | 最低賃金額                                   | 発効年月日      |
|---------|---|------------|
| 山口県最低賃金 | 1日 2,860円                               | 56. 10. 26 |
|         | 賃金の大部分が時間によって定められている者については、<br>1時間 358円 |            |

| 産業別最低賃金                           | 最低賃金額  | 発効年月日      |
|-----------------------------------|--|------------|
| 食料品製造業                            | 1日 3,122円<br>ただし手作業による袋詰め、レッテルはり若しくはびん洗い、清掃又は片付けの業務に主として従事する者については、                      | 56. 11. 27 |
|                                   | 1時間 391円<br>1日 2,985円<br>1時間 374円  |            |
| 窯業・土石製品製造業                        | 1日 3,409円<br>ただし、食卓用、ちゅう房用陶磁器製造業又は陶磁器製置物製造業に係る業務に従事する者については、                             | 56. 12. 2  |
|                                   | 1時間 427円<br>1日 3,183円<br>1時間 398円  |            |
| 繊維産業                              | 1日 3,114円<br>ただし、(1)雇入れ後6カ月未満の者(2)糸切り、ラベルはり、袋入れ、検反に伴う耳切り若しくは汚れ落とし、折畳みの業務に主として従事する者については、 | 56. 12. 11 |
|                                   | 1時間 390円<br>1日 2,954円<br>1時間 370円  |            |
| 木材・木製品・家具・装備品製造業                  | 1日 3,256円<br>1時間 407円  | 56. 12. 12 |
| 卸売業・小売業<br>(代理商、仲立業を含み<br>飲食店を除く) | 1日 3,251円<br>ただし、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、                                    | 56. 12. 13 |
|                                   | 1時間 407円<br>1日 3,106円<br>1時間 389円  |            |
| 出版・印刷・同関連産業<br>(速記・筆耕・複写業を含む)     | 1日 3,198円<br>1時間 400円  | 56. 12. 24 |
| 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業               | 1日 3,384円<br>ただし、電気機械器具製造業に係る業務に従事する者については、  | 56. 12. 25 |
|                                   | 1時間 423円<br>1日 3,164円<br>1時間 396円  |            |

## 山口県の最低賃金

「山口県最低賃金」については前月号でお知らせしましたが、こ

の程「産業別最低賃金」が次のとおり改定されました。使用者は労働者に対して精皆動手当、通動手当、家族手当を含めず、各最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、「産業別最低賃金」は「山口県最低賃金」と併せて適用を受けますので、該当する事業場は何か高い方の額以上の賃金を支払わなければなりません。

※注

- ①精神又は身体障害により著しく労働能力の低い者
  - ②試の使用期間中の者
  - ③職業訓練法による訓練中の者
  - ④軽易な業務に従事する者
- 上記①～④に該当する者で最低賃金額以上の賃金の支払が困難な者については、最低賃金の適用の除外が許可される場合がありますから、詳細については山口労働基準局賃金課又は最寄りの労働基準監督署でご相談ください。

## 年金の通算制度をご存知ですか

◎通算制度とは  
会社勤めの人(厚生年金保険)が退職して、自営業や農業(国民年金)を始めた場合のように、一つの年金制度では老齢年金等を受給することができない人のために、各制度を通算して一定の期間があれば受給できる制度です。

◎通算される期間は  
一、国民年金(納付又は免除期間)  
二、厚生年金保険  
三、船員保険  
四、国家公務員共済組合  
五、地方公務員共済組合  
六、公共企業体職員等共済組合  
七、私立学校教職員共済組合  
八、農林漁業団体職員共済組合  
以上八つの公的年金の加入期間

◎通算される年金は  
通算される年金は老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もあるので、他の制度に変わる場合はすぐに加入手続きをして下さい。

◎通算される年金は  
通算される年金は老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もあるので、他の制度に変わる場合はすぐに加入手続きをして下さい。

◎通算される年金は  
通算される年金は老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もあるので、他の制度に変わる場合はすぐに加入手続きをして下さい。

## 年金だより

◎通算される年金は  
通算される年金は老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もあるので、他の制度に変わる場合はすぐに加入手続きをして下さい。

◎通算される年金は  
通算される年金は老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もあるので、他の制度に変わる場合はすぐに加入手続きをして下さい。

◎通算される年金は  
通算される年金は老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もあるので、他の制度に変わる場合はすぐに加入手続きをして下さい。

## 体育協会長に松永源昭さん

去る十一月二十日、前体育協会長、故、又野弘氏逝去に伴う、会長選出についての臨時理事会を召集、大内山上の松永源昭氏が推薦され、全会一致で承認されました。

氏は現在、町議会副議長の要職にあり、議会活動はもとより、幅広い分野で活躍されています。特に社会体育に対する熱意と豊富な見識は新しい体育協会の門出にふさわしく、民間団体の長としてその手腕が期待されています。



## 新会長のひとこと

新前でよく分かりませんが、当面社会体育参加人員の拡大と活動資金の充実をめざして行きたいと考えています。どうぞよろしくお願ひ致します。